

所得税・住民税申告の障害者控除（要介護認定を受けている方）

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用することができます。

障害者控除対象者認定書について

▼申請対象者

- ①令和6年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けた方
- ②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方

▼申請手続き

福祉課窓口にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）

▼認定書の交付について

後日申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

▼利根町障害者控除対象者認定基準

障害者に準ずる者に該当

①要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Aランク以上、または認知症自

立度Ⅱランク以上の方

②要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

特別障害者に準ずる者に該当

①要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Bランク以上または認知症自立度Ⅲランク以上の方

②要介護4および5の方

③①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排泄つなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者（当該事項が記載された主治医の証明が必要）

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、『主治医意見書を確認した書類』と『おむつ代の領収書』が必要です。おむつ代の申告が1年目か2年目以降かで対象となる主治医意見書が変わります。『主治医意見書を確認した書類』の交付には申請が必要です。

▼対象となる方

①1年目の方

主治医意見書は、おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が6か月以上（有効期間が連続しているものに限る）となるものの審査にあたり作成されたものが対象となります。

②2年目以降の方

龍ヶ崎地方塵芥処理組合からのお知らせ

▶令和5年度一般会計決算の状況 単位：千円

歳入			歳出		
項目	決算額	割合	項目	決算額	割合
分担金及び負担金	1,217,451	77.1%	議会費	1,826	0.1%
使用料及び手数料	163,384	10.4%	総務費	145,713	10.0%
財産収入	3	0.0%	衛生費	1,197,319	81.9%
繰入金	18,061	1.1%	公債費	117,127	8.0%
繰越金	78,438	5.0%	予備費	0	0.0%
諸収入	101,120	6.4%			
歳入合計	1,578,457	100.0%	歳出合計	1,461,985	100.0%

▶令和6年度上半期（4月～9月）の収入および支出の概要 単位：千円

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	1,183,438	215,961	議会費	2,279	10
使用料及び手数料	161,201	68,460	総務費	96,177	36,851
財産収入	6	2	衛生費	1,364,415	328,595
繰入金	135,301	0	公債費	117,021	58,523
繰越金	18,030	116,472	予備費	3,000	0
諸収入	84,916	37,337			
歳入合計	1,582,892	438,232	歳出合計	1,582,892	423,979
収入率		27.7%	支出率		26.8%

龍ヶ崎地方塵芥処理組合 管理課総務 G 〒301-0801 龍ヶ崎市板橋町436番地2
☎0297-60-1777 http://ryugasakijinkai.ec-site.jp/

▶組合所有財産の状況

土地 = 131,347㎡
建物 = 19,679.8㎡／車両 = 9台
基金積立金 = 218,325千円

▶令和7・8年度競争入札参加資格審査申請受付について

令和7年5月1日から令和9年4月30日までに、当組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受け付けが始まります。この審査を経て有資格者と決定された方以外は、原則として当組合の入札や見積には参加できませんので、希望者は必ず資格審査を受けてください。

●受付期間 2月3日（月）～28日（金）※消印有効

●受付方法 郵送（一般書留、簡易書留）のみ
※詳細は、組合ホームページをご覧ください。

受け付け
問い合わせ

▶令和5年度決算状況

●一般会計 単位：千円

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金及び負担金	3,959,939	88.9%	議会費	1,797	0.0%
使用料及び手数料	8,989	0.2%	総務費	122,683	2.8%
国庫支出金	0	－	消防費	4,014,350	91.3%
県支出金	9,631	0.2%	公債費	258,892	5.9%
財産収入	7	0.0%	予備費	0	－
寄附金	0	－			
繰越金	53,178	1.2%			
諸収入	7,953	0.2%			
組合債	379,400	8.5%			
繰入金	33,193	0.8%			
歳入合計	4,452,290	100.0%	歳出合計	4,397,722	100.0%

●水防事業特別会計 単位：千円

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金及び負担金	10,219	71.3%	水防費	13,665	100.0%
財産収入	720	5.0%	予備費	0	－
繰入金	2,510	17.5%			
繰越金	699	4.9%			
諸収入	193	1.3%			
歳入合計	14,341	100.0%	歳出合計	13,665	100.0%

▶令和6年度上半期（4～9月）の歳入歳出予算執行状況 単位：千円

会計名	予算額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	4,291,880	2,801,086	65.3%	1,892,818	44.1%
水防事業特別会計	12,330	8,335	67.6%	5,479	44.4%

稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

▶令和7・8年度競争入札参加資格審査申請受付について

令和7年4月1日から令和9年4月30日までに当組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供などの競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。入札参加希望者は、必ず資格審査を受けてください。詳細については、当組合ホームページに掲載しています。

●受付期間 2月3日（月）～3月14日（金）※消印有効

●受付方法 郵送（一般書留、簡易書留）のみ

受け付け
問い合わせ

稲敷地方広域市町村圏事務組合 事務局管理課
〒301-0837 龍ヶ崎市3571番地の1
☎0297-64-3741
http://www.inashiki-kouiki.jp/



主治医意見書は、おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13カ月以上のものに限る）の審査にあたり作成されたものが対象となります。

▼主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件
主治医意見書において次のすべてのことが確認できること。

- ・「障害自立度」がBランク以上に該当していること
- ・「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」であること

※要介護認定を受けていない場合や、主治医意見書にて前述の確認ができない場合は、町では当該書類を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。「おむつ使用証明書」の様式は福祉課の窓口で交付しています。

▼申請手続き
福祉課窓口にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）

▼問い合わせ 福祉課 高齢介護係
☎68・2211（内線127）